

平成 30 年 第 1 回

柳川市農業委員会総会議事録

平成 30 年 1 月 10 日

柳川市農業委員会

第 1 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 平成30年 1 月10日 午後 2 時～午後 2 時56分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 出席者 33名 欠席者 4名

議 題 議案第 1 号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号

1. 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号

1. 農地法第 5 条の規定による許可処分取消願について

議案第 5 号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第 6 号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第 7 号

1. 柳川市農地利用最適化推進委員の推薦について

協議事項

1. 農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

3. 農地への現況地目変更届について

出席委員（33名）

1番 龍 光 義
3番 猿 渡 昭 光
5番 田 中 雅 美
8番 小 宮 カヲル
10番 高 田 一 利
12番 梅 崎 和 弘
14番 高 田 學
16番 梅 崎 武 秀
18番 野 口 秀 一
20番 樽 見 哲 也
23番 松 藤 和 彦
25番 津 村 利 正
28番 櫻 木 利 和
30番 久 保 泰 道
32番 三 浦 榮 一
34番 島 添 茂 樹
37番 新 開 延 孝

2番 藤 吉 篤三郎
4番 松 藤 正 之
6番 龍 繁 樹
9番 山 田 善 治
11番 乘 富 日登士
13番 椛 島 練 二
15番 大 淵 秀 樹
17番 田 中 政 寛
19番 太 田 英 介
21番 三小田 由 勝
24番 松 藤 一 利
26番 大 津 敏 男
29番 田 中 満 義
31番 與 田 義 之
33番 藤 丸 正 勝
35番 鶴 田 信 行

欠席委員（4名）

7番 堤 保 久
27番 松 藤 政 義

22番 江 崎 保 夫
36番 吉 開 健

本会議に出席した事務局職員

事務局長 石川 時宗

事務局次長 森田 由猪佳

事務局職員 田中 道博

午後2時 開会

○事務局長（石川時宗君）

それでは、定刻になりましたので、総会を始めさせていただきます。

起立、礼。着席願います。

改めまして、あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、平成30年の第1回目ということで、金子市長に御臨席をいただいておりますので、後ほど御挨拶をお願いしたいと思います。

まず、新開会長のほうから御挨拶をお願いします。

○議長（新開延孝君）

皆さん新年あけましておめでとうございます。農業委員の皆様方におかれましては、輝かしい新春を健やかに迎えのことと心よりお喜び申し上げます。

本日は平成30年第1回柳川市農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には公私御多忙の中に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、旧年中は農業行政、農業振興につきましても格別なる御理解の上御協力を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

農業委員の皆様には、農地の売買、賃借等の権利移動や農地の転用の審査など、担当区域の農地相談の最前線で活動いただいております、重ねて心より感謝申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、異常気象により全国各地で自然災害が起きております。7月に発生した九州北部豪雨では、朝倉市を初めとする近隣で甚大な被害に見舞われ、改めて自然の猛威を再認識させられたものでございました。

さて、近年の農業を取り巻く情勢については、農業従事者の高齢化や担い手不足による厳しい情勢が続いており、その対策は緊急の課題となっております。このことを受け、平成28年4月に農業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、農業委員の選出方法が変わるなど、農業委員会制度始まって以来の大改革が行われたところでございます。これにより、今後はますます今まで以上に担い手への農地利用集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入促進など、農地等の利用の最適化の推進が活性化され、農業委員会の重要性がますます高まっていくものと考えます。柳川市はその先駆けを行くものとして期待してやみません。

最後になりましたが、委員の皆様方の今後ますますの御発展と御多幸を御祈念申し上げまして、年頭に当たり挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。あ

りがとうございました。

それから、本日はことし最初の総会でありますので、市長に御臨席いただいております。市長による新年の御挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○市長（金子健次君）

皆様方、改めまして、あけましておめでとうございます。それぞれの委員の皆様方に御挨拶に伺うところでございますけれども、こちらのほうから御挨拶させていただきたいと思えます。

三が日はすばらしい天気にも恵まれて、それぞれの御家庭で健やかな正月をお迎えになったことと挨拶をいたすものでもございます。

今、会長のほうが振られましたように、去年は災害で本当に朝倉市、東峰村、また、日田市まで含めまして、多くの犠牲者が出て、いまだに2名の方が行方不明ということでございます。また、田畑の流出等もかなり出まして、私たちも福岡県の土地改良連合会のほうで会長をしておりますけれども、そこの職員からも被害調査等の委託を受けまして、12月まで被害田畑の調査をしておったところでもございます。

また、市民の皆様方、たくさんの義援金をいただきまして、6,000千円近く小・中学校、そしてまた、多くの市民の皆さんから義援金をいただきました。日赤を通じまして、朝倉市、また、東峰村等にはお届けをさせていただいたところでもございます。

去年は、柳川市が誇る立花宗茂公と正室の閨千代の大河ドラマに着手をいたしました。ちょうど去年が宗茂公が生誕450年という形で、関が原の戦いで負けるわけですが、改竄をされて、20年間浪人生活をいたします。浪々生活をいたしまして、20年後に復帰をします。徳川の2代将軍秀忠からいろんな形でお話ししようということで相談役になりましたから、ある程度人間的なすばらしさということを認められまして、2020年、2020東京オリンピックの年がちょうど2度目の藩主になって400年という記念すべき年でございますので、その年に大河ドラマということで、NHK福岡放送局、また、東京の日本放送協会の会長のほうにも行きまして、これについては、知事のほうにも同行願いまして、知事に顧問になっていただいて、それぞれの方に役職になっていただいて、その運動を展開しているところでございます。

去年は5月8日、この姿では知事は受け入れてくれないだろうと思って、鎧を着まして、甲冑を着て、そして、意気込みを示したわけですが、そういうことによって知事も動

いていただきまして、感触としては、新聞でも書いてあったんですけども、トップランナーになると、30案件ぐらい今、手が挙がりまして、そのうちの31番目だったんですけども、トップランナーと書いてあったんですが、そこまでは私は奢りはないんですけども、いい順番になっているかなというふうに思っておりますので、これから頑張って、また、市民の皆さんの協力も得たいというふうに思っております。

本当に大河ドラマを誘致するには、地元の熱意というふうに聞いておりますし、NHKのほうも、ことしは日曜日から「西郷どん」という西郷隆盛が放映されておりますけれども、10年かかったそうでしたので、西郷隆盛幾つか放送あったんですけども、10年かかってやっと西郷隆盛の本当の姿のドラマができるということでございます。

私たちのほうも柳川だけではなくて、福岡県内の活性化が必要だということでございますので、ぜひ御協力方お願いをしておきたいと思っております。

ことしは、特に今年度については柳川市内の暗渠関係の土地改良事業の、ちょうど暗渠の排水が交換の時期でございまして、もう既に終わっている地域もございましたけれども、きょう土地改良区の理事長さんもたくさん委員の中にいらっしゃいますけれども、大和工区、そしてまた、柳川西部、そして、三橋南部、山門郡の三橋瀬高という形で、三橋のほうは全て今年で終わったというふうに理事長のほうから聞いておりますし、また、大和町のほうも進捗率が84.9%、柳川西部、昭代のほうも85.6%の進捗ということで、30年度で全て完了するというふうに伺っておりますので、農地の整備についても、これから土地改良区の会長としても努力をして、県のほうからもいろいろな補助金を持ってこようかというふうに考えているところでございます。

また、ふるさと納税等についても、230,000千円近くが12月末で、昨年より上回ったところでございます。特にその中で一番交換されるのが「あまおう」でございまして、「あまおう」を1億円ほどJAさんが出していただいて、いい「あまおう」を出してもらわないと、これもリピーターが少なくなりまして、いい「あまおう」ですと、今送っていただくということになっております。評判もよくて、柳川のイチゴはおいしいですよという評判をいただいているところでございますので、関係者もきょうはいらっしゃると思っておりますので、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

それから、大きな農業委員会の法の改正が実施をされたわけでございます。農業委員の選出方法、選挙の選任制から市長の任命という形になりました。12月議会に19名の委員さんに

ついて任命する予定をする方について提案をいたしまして、議員さん全会一致で同意をいただきましたので、そういうことで、今回、そのほかに各委員の方が19名いらっしゃるというふうに伺っておりますので、いろんな形で、柳川は農業のまちでございます。第1次産業が潤うことによって、これからも柳川市が発展をするということでございます。きょういらっしゃいます農業委員の皆様の方が大きな影響をいたしますので、これからも頑張ってくださいと思います。

私自身も、ちょうど昨年の4月に選挙で、今度は無投票という形でございますので、今後また後ほど3年間は一生懸命頑張るつもりでございますので、よろしく願いを申し上げまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもおめでとうございました。よろしく願いいたします。（拍手）

○事務局長（石川時宗君）

ありがとうございました。

金子市長については、この後、公務が控えてありますので、退席されます。金子市長、ありがとうございました。

〔金子市長 退席〕

○事務局長（石川時宗君）

それでは、新開会長、よろしく進行をお願いしたいと思います。

○議長（新開延孝君）

本日の出席委員は33名、定足数であります。よって、ただいまから平成30年第1回柳川市農業委員会の会議を開きます。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

平成30年

第1回柳川市農業委員会総会議案

議案第1号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号

1. 農地法第5条の規定による許可処分取消願について

議案第5号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第6号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第7号

1. 柳川市農地利用最適化推進委員の選任について

協議事項

1. 農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出について
3. 農地への現況地目変更届出について

その他

平成30年1月10日提出

柳川市農業委員会会長 新 開 延 孝

○議長（新開延孝君）

今回提案しております案件は、議案第1号から議案第7号までの7件と協議事項1件と報告3件であります。

本日の議事録署名委員に、17番田中政寛委員、20番樽見哲也委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第 1 号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第 1 条の規定に基づき付議する。

申請番号 1 番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積 2,352 平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員 5 名、稼働員 2 名。所有面積 145 アール、耕作面積 41 アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員 2 名、稼働員 2 名。所有面積 76 アール、耕作面積 44 アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号 2 番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積 591 平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員 2 名、稼働員 1 名。所有面積 28 アール、耕作面積 84 アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員 1 名、稼働員 1 名。所有面積 26 アール、耕作面積 5 アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号 3 番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積 724 平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員 5 名、稼働員 2 名。所有面積 629 アール、耕作面積 996 アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員 1 名、稼働員 1 名。所有面積 7 アール、耕作面積 7 アール。移転理由、離農。契約種類、売買。

申請番号 4 番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積 4,207 平米外 1 筆、合計 5,468 平米。自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員 4 名、稼働員 3 名。所有面積 159 アール、耕作面積 111 アール。移転理由、親から受贈。譲渡人、〇〇。同一世帯。移転理由、子へ贈与。契約種類、贈与。

申請番号 5 番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積 1,117 平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員 6 名、稼働員 2 名。所有面積 52 アール、耕作面積 72 アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員 1 名、稼働員ゼロ名。所有面積 11 アール、耕作面積 11 アール。移転理由、離農。契約種類、売買。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、3 条について補足説明を行います。

申請番号 1 番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移

転・売買を行うための申請であります。代金は〇〇円。

申請番号2番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請であります。代金は〇〇円。

申請番号3番は、〇〇さんが離農のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請であります。代金は〇〇円。

申請番号4番は、〇〇さんが子へ贈与のため、親から受贈する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号5番は、〇〇さんが離農のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請であります。代金は〇〇円

申請番号番1から5番は、議案書にありますとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第1号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第1号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第2号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2条項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙4条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積326平米。申請人、〇〇。転用目的、農業用倉庫及び肥料・苗箱置き場。所要面積326平米。立地条件、東・田（承諾あり）、西・用悪水路、南・宅地、北・用悪水路。転用詳細、農業用倉庫及び肥料・苗箱置き場建設のため。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積98平米外1筆、合計720平米。申請人、〇〇。転用目的、太陽光発電設備。所要面積720平米。立地条件、東・鉄道用地、西・田（承諾あり）、南・道路、北・鉄道用地。転用詳細、太陽光発電設備建設のため。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、農業を営んでいる〇〇さんが申請地に農業用倉庫及び肥料・苗箱置き場を建設するための申請であります。場所は別紙箇所図の1番です。

申請番号2番は、〇〇さんが申請地に太陽光発電設備を建設するための申請であります。場所は別紙箇所図の2番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1第種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号2番の農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第2号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第2号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第3号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましても、別紙5条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積145平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸し駐車場・貸し資材置き場。所要面積145平米。契約種類、売買。立地条件、東・宅地、西・田（申請人）、南・用悪水路、北・宅地。転用詳細、貸し駐車場・貸し資材置き場建設のため。既存宅地575.75平米。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積231平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、建て売り住宅1戸。所要面積231平米。契約種類、売買。立地条件、東・雑種地、西・道路、南・5条申請地、北・道路。転用詳細、建て売り住宅1戸建設のため。建築面積64平米。建ぺい率27.7%。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積181平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。所要面積181平米。契約種類、売買。立地条件、東・雑種地、西・道路、南・田（承諾あり）、北・5条申請地。転用詳細、一般住宅建設のため。建築面積89.36平米。建ぺい率49.3%。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,013平米外1筆、合計1,204.73平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場。所要面積1,204.73平米。契約種類、売買。立地条件、東・宅地、西・宅地、南・道路、北・宅地。転用詳細、駐車場建設のため。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積68平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、住宅用地。所要面積68平米。契約種類、贈与。立地条件、東・田（申請人）、西・道路、南・道路、北・宅地。転用詳細、住宅用地建設のため。既存宅地317.35平米。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積210平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。所要面積210平米。契約種類、売買。立地条件、東・宅地、西・道路、南・用悪水路、北・道路。転用詳細、一般住宅建設のため。建築面積72.87平米。建ぺい率34.7%。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積452平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、通路及びノリ資材置き場。所要面積452平米。契約種類、売買。立地条件、東・宅地、西・宅地、南・用悪水路、北・宅地。転用詳細、通路及びノリ資材置き場建設のため。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが申請地に貸し駐車場・貸し資材置き場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の1番です。

申請番号2番は、〇〇さんが申請地に建て売り住宅1戸を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の2番です。

申請番号3番は、〇〇さんと〇〇さんが申請地に一般住宅を建設するための申請でありま

す。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の3番です。

申請番号4番は、〇〇さんが申請地に駐車場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の4番です。

申請番号5番は、〇〇さんが申請地に住宅用地を建設するための申請であります。契約の種類は贈与。場所は別紙箇所図の5番です。

申請番号6番は、〇〇さんが申請地に一般住宅を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の6番です。

申請番号7番は、〇〇さんが申請地に通路及びノリ資材置き場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の7番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は敷地拡張として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号2番、3番、6番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号4番の農地の区分は、おおむね300メートル以内に柳川市役所三橋庁舎があり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号5番、7番の農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第3号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第3号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第4号 農地法第5条の規定による許可処分取消願についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第4号

1. 農地法第5条の規定による許可処分取消願について

下記農地について許可処分の取り消し願いがあったので、承認方付議する。

申請番号1番、法律条文5条、農地の所在、〇〇、地目・田、面積112平米外1筆、合計314平米。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。摘要、平成29年11月27日、29筑農第27号-65の6許可。取り消し理由、売買契約の不成立のため。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第4号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第4号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第5号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第5号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,982平米外5筆。申出人、〇〇。理由、平成29年12月4日申し出（経営縮小のため）。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積5,120平米。申出人、〇〇。理由、平成29年12月6日申し出（経営縮小のため）。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積470平米。申出人、〇〇。理由、平成29年12月14日申し出（経営縮小のため）。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の1番は東宮永地区、2番は大和地区、3番是三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。議案第5号の申請番号1番の東宮永地区は2番藤吉篤三郎委員、5番

田中雅美委員、10番高田一利委員、申請番号2番の大和地区は23番松藤和彦委員、24番松藤一利委員、25番津村利正委員、27番松藤政義委員、29番田中満義委員、申請番号3番の三橋地区は30番久保泰道委員、33番藤丸正勝委員、34番島添茂樹委員、35番鶴田信行委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、申請番号1番から3番は先ほどの12名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第5号については先ほどの12名の委員を指名することに決定いたしました。

次は、議案第6号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第6号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係をごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、平成30年1月11日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別、田。農用地の利用内容、水田として。面積1万8,789平米。筆数14筆。売り手4名、買い手10名。

続きまして、各筆明細をごらんください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況、田。面積2,396平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区天神4丁目10-12。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、倉重博文。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも平成30年1月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、整理番号1番、住所、〇〇。氏名、〇〇。外11筆です。

以上、今回付議された農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第6号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第6号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第7号 柳川市農地利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、柳川市農地利用最適化推進委員19名を農業委員会で委嘱することになっておりますので、現農業委員会で選任したく、一括提案、一括審議でお諮りしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第7号

1. 柳川市農地利用最適化推進委員の選任について

本市農地利用最適化推進委員を委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、別紙19名を選任する。

○事務局長（石川時宗君）

それでは、私のほうから説明をしたいと思います。

先ほど会長のほうからも法律の改正ということで、平成28年に農業委員会等に関する法律が改正され、第17条第1項の規定により、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされています。

農業委員会の業務について、これまでの農地法に基づく権利移動の許可等に加え、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進といった「農地利用の最適化」の推進が必須業務に位置づけられました。

このため、現場段階で中心的な役割を果たし、活動を行う「農地利用最適化推進委員」が新たに設置されたところです。

そこで、議案第7号別紙資料にございます選任者19名を御提案申し上げます。

この推進委員の配置に当たっては、あらかじめ担当区域別に定数が決められております。柳河・城内・沖端・宮永・両開区域にあっては、4名の定数に対し6名と、2名のオーバーで応募がっております。（他の区域は定数どおりであります）

そこで、この区域は農業委員である龍繁樹さんと高田一利さんのお二人を農地利用最適化推進委員選任に御提案申し上げたいと思います。

理由はやはり、農地利用最適化推進委員は現場活動・情報収集活動で中心的な役割を果たすことから、現に農業委員として「農地移動適正化あっせん活動」や「人・農地プラン話し合い」など、地域農業のリーダーとして今後もまとめていただきたいことから、農業委員と

しての実績、経験を重く評価したいと考えます。御審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

皆さんのお手元の資料をごらんください。

選任予定者の19名を順に読み上げます。

それでは、柳河、城内、沖端、宮永、両開地区は、高田一利氏、龍茂樹氏、猿渡昭光氏、それに、藤木二三男氏。

それから、昭代、蒲池地区は、椛島練二氏、椛島一晴氏、古賀宏義氏、野口秀一氏。

大和町地区は、櫻木利和氏、米田秀俊氏、高口勇晴氏、松藤政義氏、松藤稔氏、浦幸之助氏。

それから、三橋町地区は、鶴田信行氏、原壽利氏、園田清美氏、阿志賀一喜氏。

中立委員については、江口克子氏を選任したいと思います。

議案第7号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第7号については提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、協議事項に入ります。

農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について協議いたします。

事務局より協議事項の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

協議事項

1. 農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

柳川市長より農業振興地域整備促進協議会委員の推薦依頼があったので推薦委員の決定について協議する。

○事務局長（石川時宗君）

それでは、私のほうから引き続き農業振興地域整備促進協議会の推薦についてということで、よろしくをお願いします。

柳川市農業振興地域整備促進協議会ということで、農業振興地域整備計画の策定などを所掌事務とする本促進協議会規則第3条の規定により、柳川市農政課より農業委員会に対し、4名の推薦依頼がっております。

1月31日で2年の任期満了となります。つきましては、別紙名簿で現在の委員であります4名の方の推薦を行いたく存じます。

つきましては、別紙のとおり新開会長、三小田副会長、乗富副会長、それから、監事の吉開委員さんの4名の推薦を行いたく考えております。

当然、3月22日には新体制に移行しますので、3月21日までということになります。その後の新委員については、新体制で推薦していくことになろうかと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より協議事項の朗読が終わりました。

推薦については、平成30年3月21日までは現農業委員の体制でありますので、現在の農業振興地域整備促進協議会委員であります会長の新開延孝委員、副会長の三小田由勝委員、副会長の乗富日登士委員、監事の吉開健委員の4名を引き続き推薦したいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、先ほどの4名を推薦することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局（田中道博君）

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

こちらにつきましては、合意解約に関する内容です。

受理番号1番、受理月日、平成29年11月29日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積122平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。摘要条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料あり。外14件です。

続きまして、11ページをごらんください。

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、平成29年11月28日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積145平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。摘要条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、平成29年11月28日。外3件です。

12ページをごらんください。

3. 農地への現況地目変更届出について

下記農地について、農地への現況地目変更届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、平成29年12月14日。農地の所在、〇〇、地目・畑、面積152平米。届出者、〇〇。現状に至る経緯、利用状況、昭和52年2月1日付、農地法第5条許可を受けておりましたが、現在は農地（畑）として利用していますので届け出ます。外1件です。

以上です。

以上で議案及び報告全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第1回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

午後2時56分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年1月10日

柳川市農業委員会会長 新 開 延 孝

会議録署名委員 田 中 政 寛

〃 樽 見 哲 也

平成 30 年 第 2 回

柳川市農業委員会総会議事録

平成 30 年 2 月 9 日

柳川市農業委員会

第 2 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 平成30年 2 月 9 日 午後 2 時～午後 2 時57分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 出席者 30名 欠席者 7名

議 題 議案第 8 号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 9 号

1. 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第10号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第11号

1. 農地法第 5 条の規定による許可処分取消願について

議案第12号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第13号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第14号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

議案第15号

1. 農業の振興に関する計画書の変更について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農業用施設への転用届出について

その他

出席委員（30名）

1番	龍	光	義	2番	藤	吉	篤三郎
3番	猿	渡	昭光	4番	松	藤	正之
5番	田	中	雅美	6番	龍	繁	樹
7番	堤	保	久	8番	小	宮	カヲル
9番	山	田	善治	10番	高	田	一利
12番	梅	崎	和弘	13番	椛	島	練二
14番	高	田	學	15番	大	淵	秀樹
16番	梅	崎	武秀	17番	田	中	政寛
18番	野	口	秀一	19番	太	田	英介
21番	三小	田	由勝	22番	江	崎	保夫
23番	松	藤	和彦	24番	松	藤	一利
25番	津	村	利正	26番	大	津	敏男
28番	櫻	木	利和	29番	田	中	満義
30番	久	保	泰道	32番	三	浦	榮一
35番	鶴	田	信行	37番	新	開	延孝

欠席委員（7名）

11番	乘	富	日登士	20番	樽	見	哲也
27番	松	藤	政義	31番	與	田	義之
33番	藤	丸	正勝	34番	島	添	茂樹
36番	吉	開	健				

本会議に出席した事務局職員

事務局長 石川 時宗

事務局次長 森田 由猪佳

事務局職員 田中 道博

柳川市役所 産業経済部

農政課長 林 誠

農政課係長 木原 隆文

農政課職員 金子 隆

午後2時 開会

○事務局長（石川時宗君）

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

起立、礼。着席願います。

開会前に、高田一利さんのほうから、この前のお礼をということで言われていますので、高田委員さん、よろしくお願いします。

○10番（高田一利君）

先日より、慶弔の見舞金、本当にありがとうございます。この場をおかりましてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

○事務局長（石川時宗君）

それでは、本日は新開会長が出席でございます。したがって、会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、最後までよろしくお願いいたします。

それでは新開会長、よろしくお願いします。

○議長（新開延孝君）

皆さんこんにちは。先月26日は福岡県農業会議主催の新年会が福岡の宗像ユリックスで開催されましたが、大変お疲れさまでございました。その中で、全国農業会議事務局長の伊藤様より、農地利用の最適化に向けた農業委員会の役割についてということで講演されましたが、いかがだったでしょうか。

私たち農業委員会は、今後とも地域に根ざした組織として、これまでと同様、農地を荒らさずに有効利用を図るための活動を行い、農業委員会の果たすべき役割を再認識するとともに、農地制度のさらなる適正な執行、意欲ある担い手への農地集積など積極的に取り組んでいただくための研修大会ではなかったかと思います。

今後とも委員の皆さんのさらなる御尽力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席委員は30名で定足数であります。よって、ただいまから平成30年第2回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

平成30年

第2回柳川市農業委員会総会議案

議案第8号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第9号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第10号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第11号

1. 農地法第5条の規定による許可処分取消願について

議案第12号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第13号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第14号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

議案第15号

1. 農業の振興に関する計画書の変更について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農業用施設への転用届出について

その他

平成30年2月9日提出

柳川市農業委員会会長 新 開 延 孝

○議長（新開延孝君）

今回提案しております案件は、議案第8号から議案第15号までの8件と報告2件であります。

本日の議事録署名委員に、18番野口秀一委員、19番太田英介委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番を議題といたします。

本案は、議席番号〇〇番〇〇委員の提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇委員の退席をお願いします。

〔〇〇委員 退席〕

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第8号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積669平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員2名。所有面積148アール、耕作面積94アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員4名、稼働員1名。所有面積28アール、耕作面積6アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請であります。代金は〇〇円。

申請番号1番は、議案書にありますとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第8号、申請番号1番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第8号、申請番号1番については提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで、〇〇委員の退席を解除します。

〔〇〇委員 着席〕

○議長（新開延孝君）

続きまして、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号2番から5番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,540平米外1筆、合計1,801平米。自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員4名、稼働員4名。所有面積375アール、耕作面積1,634アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員ゼロ名。所有面積19アール、耕作面積19アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,312平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員1名。所有面積49アール、耕作面積49アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員1名。所有面積127アール、耕作面積23アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積33平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員1名。所有面積64アール、耕作面積50アール。移転理由、経営拡大。譲渡

人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員1名。所有面積50アール、耕作面積3アール。移転理由、経営縮小。契約種類、贈与。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,678平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員2名。所有面積104アール、耕作面積166アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員4名、稼働員1名。所有面積24アール、耕作面積24アール。移転理由、経営縮小。契約種類、贈与。

○事務局次長（森田由猪佳君）

引き続き、3条について補足説明を行います。

申請番号2番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請であります。代金は〇〇円。

申請番号3番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請であります。代金は〇〇円。

申請番号4番は、〇〇さんが贈与のため、受贈する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号5番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号2番から5番は、議案書にありますとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第8号、申請番号2番から5番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第8号、申請番号2番から5番については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第9号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙4条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積169平米外1筆、合計378平米。申請人、〇〇。転用目的、農業用機械・資材置き場、ノリ網干場・資材置き場。所要面積378平米。立地条件、東・田（承諾あり）、西・田（承諾あり）、南・道路、北・田（申請人）。転用詳細、農業用機械・資材置き場、ノリ網干場・資材置き場建設のため。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積29平米。申請人、〇〇。転用目的、農業用倉庫用地。所要面積29平米。立地条件、東・畑（承諾あり）、西・畑（承諾あり）、南・用悪水路、北・宅地。転用詳細、農業用倉庫用地建設のため。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積489平米。申請人、〇〇。転用目的、住宅用地。所要面積489平米。立地条件、東・用悪水路、西・田（申請人）、南・宅地、北・道路。転用詳細、住宅用地建設のため。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、農業兼漁業を営んでいる〇〇さんが申請地に農業用機械・資材置き場、ノリ網干場・資材置き場を建設するための申請であります。場所は別紙箇所図の1番です。

申請番号2番は、農業を営んでいる〇〇さんが申請地に農業用倉庫の敷地を建設するための申請であります。場所は別紙箇所図の2番です。

申請番号3番は、〇〇さんが申請地に住宅敷地を拡張するための申請であります。場所は別紙箇所図の3番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号2番と3番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は敷地拡張として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第9号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第9号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

議案第10号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましても、別紙5条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,855平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、土木資材置き場。所要面積1,855平米。契約種類、使用賃借権の設定。立地条件、東・道路、西・宅地、南・宅地・雑種地、北・田（承諾あり）。転用詳細、土木資材置き場建設のため。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積36平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、住宅用地。所要面積36平米。契約種類、売買。立地条件、東・田（承諾あり）、西・宅地、南・道路、北・宅地。転用詳細、住宅用地建設のため。既存宅地726.81平米。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積534平米外1筆、合計1,164平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、米調整施設及び農機具格納庫。所要面積1,164平米。契約種類、使用賃借権の設定。立地条件、東・宅地、田（承諾あり）、西・道路、南・田（承諾あり）、北・田（申請人）。転用詳細、米調整施設及び農機具格納庫建設のため。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積36平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、農業用倉庫用地。所要面積36平米。契約種類、売買。立地条件、東・宅地、西・宅地、南・宅地、北・道路。転用詳細、農業用倉庫用地建設のため。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積7.69平米外1筆、合計38.69平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、通路拡幅。所要面積38.69平米。契約種類、売買。立地条件、東・道路、西・通路、南・通路、北・田（申請人）。転用詳細、通路拡幅建設のため。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,433平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、共同住宅（2棟10戸）。所要面積1433平米。契約種類、贈与。立地条件、

東・道路、宅地、西・田（承諾あり）、南・宅地、道路、北・宅地、用悪水路。転用詳細、共同住宅（2棟）建設のため。建築面積298.98平米。建ぺい率20.8%。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが申請地に土木資材置き場を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借。場所は別紙箇所図の1番です。

申請番号2番は、〇〇さんが申請地に住宅用地を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の2番です。

申請番号3番は、〇〇さんが申請地に米調整施設及び農機具格納庫を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借。場所は別紙箇所図の3番です。

申請番号4番は、〇〇さんが申請地に農業用倉庫を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の4番です。

申請番号5番は、〇〇さんが申請地に通路を拡幅するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の5番です。

申請番号6番は、〇〇さんが申請地に共同住宅を建設するための申請であります。契約の種類は贈与。場所は別紙箇所図の6番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号2番と4番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は敷地拡張として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号3番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は農業用施設として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

また、この申請地につきましては、農用地で既に農業用施設が建設されておりますが、平成29年11月7日に用途区分変更の許可があっており、転用申請の追認についても、県と協議済みでありますことを申し添えます。

申請番号5番の農地の区分は、おおむね300メートル以内に大和南インターチェンジがあり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号6番の農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

この転用申請につきましては、昨年12月総会に権利の種類を賃借権で5条申請として総会に諮り、12月25日に5条申請の県知事許可を受けておりましたが、今回、申請内容の権利の種類を所有権移転の贈与に変更しての申請であります。

前回の5条許可の取り消し願を行い、改めて転用申請をするようにとの県の指導によるものです。6番につきましては、権利の種類が以前の12月総会に諮ったときの賃借権から贈与に変更されたこと以外につきましては前回同様の申請内容となっております。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第10号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第10号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第11号 農地法第5条の規定による許可処分取消願についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第11号

1. 農地法第5条の規定による許可処分取消願について

下記農地について許可処分の取り消し願いがあったので、承認方付議する。

申請番号1番、法律条文5条。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,433平米。譲受人、〇〇。譲受人、〇〇。摘要、平成29年12月25日、29筑農第27号-73の9許可。取消理由、賃貸契約の不成立のため。

この案件につきましては、先ほど説明した5ページの5条の6番に係る許可処分取消になります。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第11号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第11号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第12号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第12号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積4,500平米。申出人、〇〇。理由、平成30年1月16日申し出（経営縮小のため）。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積778平米。申出人、〇〇。理由、平成29年12月26日申し出（離農のため）。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の1番は西宮永地区、2番は昭代地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。議案第12号、申請番号1番の西宮永地区は1番龍光義委員、6番龍繁樹委員、9番山田善治委員、申請番号2番の昭代地区は13番椛島練二委員、17番田中政寛委員、19番太田英介委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、申請番号1番、2番は先ほどの6名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第12号については先ほどの6名の委員を指名すること

に決定いたしました。

次は、議案第13号 柳川市農用地利用集積計画について、所有権の移転及び農地中間管理事業を議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第13号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を一緒にごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成30年2月13日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別、田。農用地の利用内容、水田として。面積2万3,487.45平米。筆数22筆。売り手5名、買い手4名。

続きまして、別紙の各筆明細をごらんください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況、田。面積291平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区天神4丁目10-12。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、倉重博文。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも平成30年2月26日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、整理番号1番、〇〇。外6件です。

続きまして、別紙、農用地利用集積事業公告概要表をごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成30年2月13日。

1. 利用権設定関係（農地中間管理事業）。

こちらにつきましては、合計欄のみを読み上げてまいります。裏面の右側合計欄をごらんください。

合計。存続期間、始期、平成30年6月10日以降。

利用権の種類、賃借権、通年期間借地、通年。地目別・田。対象作物、水稻・麦・大豆。
面積30万5,170平米。筆数210筆。関係農家数、貸し手76戸、借り手1戸。

利用権の種類、使用貸借、通年期間借地、通年。地目別・田。対象作物、水稻・麦・大豆。
面積2万5,663平米。筆数18筆。関係農家数、貸し手11戸、借り手1戸。

合計面積33万833平米。合計筆数228筆。関係農家数、合計貸し手87戸、合計借り手2戸。

詳細につきましては、別紙の各筆明細のとおりです。

以上、今回付議された農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第13号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第13号については提案どおり承認することに決定いた
しました。

次は、議案第14号 柳川市農業振興地域整備計画の変更について及び議案第15号 農業の
振興に関する計画書の変更についてを議題といたします。

事務局及び農政課より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第14号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき柳川市農業振興地域整備計画を別紙のとおり変更したい旨、柳川市長より同法施行規則第3条の2第2項の規定に基づき意見を求められたので付議する。

議案第15号

1. 農業の振興に関する計画書の変更について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号の規定に基づき「農業の振興に関する計画書」を別紙のとおり変更したい旨、柳川市長より意見を求められたので付議する。

こちらにつきましては、農政課より説明のほうをお願いいたします。

○農政課長（林 誠君）

皆さんこんにちは。農政課の林です。よろしく申し上げます。

農業委員の皆様には、日ごろより本市農業の振興に御尽力いただきましてありがとうございます。

また、今月は来週の16日から農協の6支所管内をエリアとして作成されております人・農地プランの地域検討会を予定しておりますので、よろしくまたお願いします。農業委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中と思いますが、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

きょうは農業委員会の貴重な時間に、農業振興地域整備計画の変更について御審議いただき、重ねてお礼申し上げます。

きょうの農業振興地域整備計画の変更は、8件の除外と2件の用途区分の変更の申請が上がっております。それぞれ個別の説明については、担当課より説明しますので、よろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

○農政課職員（金子 隆君）

皆さんこんにちは。農政課の農振担当の金子と申します。座らせていただいて説明いたします。

11月15日から12月14日までに、除外が8件、用途区分の変更2件の計画変更の申し出が

あっておりますので、お手元の資料に沿って御説明いたします。

まず、1番から8番までの除外についてです。

除外の基本的な要件としましては、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

必要性、規模の妥当性については、配置図を御参照いただければと思います。周辺農地の営農、利用集積への営農については、位置図及び農振図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることを御確認いただければと思います。

パイプラインなどの土地改良施設への影響については、関係土地改良区に意見照会をしているところでございます。申請地にパイプラインが通っている場合は、移設もしくは機能に支障が出ない施工をしてもらうことになっております。

土地改良事業についてですが、面整備はほとんど8年以上が経過しております。国営水路のかんがい排水事業などがまだ8年経過しておりませんが、27号計画により農家世帯からの雇用、導水路などの土地改良施設の維持保全活動をしていただくということになっております。

9番から10番の用途区分の変更については、農用地区域のまま農業用倉庫など農業に直接関係する施設を建設する軽微な変更となっております。

場所については、除外のように既存の除外地と隣接しておりませんが、土地改良施設については除外と同様に意見照会を行っております。

それでは、早速1番から御説明していきます。

頭の「振興計画・整備計画の変更内容」のところをごらんいただければと思います。

申請番号1番、所有者、〇〇。申請地番、〇〇。面積384平米。計画変更の内容は農家の分家住宅です。転用者は〇〇です。位置図が1ページ、農振図が2ページ、配置図が3ページ、また、家の間取図が4ページにございます。

続きまして、申請番号2番です。所有者、〇〇。申請地番、〇〇。面積は、合計しまして387平米。計画変更の内容は農家の分家住宅です。転用者は〇〇です。位置図は5ページ、農振図を6ページ、配置図を7ページ、また、家の間取図を8ページにつけてございます。

続きまして、申請番号3番です。所有者、〇〇。申請地番、〇〇。面積は69平米。計画変更の内容は住宅用駐車場です。転用者は〇〇。位置図を9ページ、農振図を10ページ、配置

図を11ページ、また、申請地に設置する建物の図面を12ページにつけております。

続きまして、申請番号4番。所有者が〇〇。申請地番、〇〇。面積は、合計しまして3,193平米です。計画変更の内容は資材置き場。転用者は〇〇です。位置図は13ページ、農振図を14ページ、配置図を15ページにつけてございます。

続きまして、申請番号5番です。所有者、〇〇。申請地番、〇〇。面積は2,210平米。計画変更の内容は資材置き場。転用者は〇〇。位置図を16ページ、農振図を17ページ、配置図を18ページにつけてございます。

続きまして、申請番号6番です。所有者、〇〇。申請地番、〇〇。面積は536平米。計画変更の内容は農家の分家住宅です。転用者は〇〇。位置図を19ページ、農振図を20ページ、配置図を21ページにつけてございます。また、建築される家の間取図を22ページにつけてございます。

続きまして、申請番号7番です。所有者、〇〇。申請地番は〇〇。面積は、合計で4,379平米。計画変更の内容は事務所・工場資材置き場です。転用者は〇〇です。位置図を23ページ、農振図を24ページ、配置図を25ページにつけてございます。

続きまして、申請番号8番です。所有者、〇〇。申請地番、〇〇、同じく〇〇。面積は、合計しまして391平米です。計画変更の内容は資材置き場。転用者は〇〇です。26ページに位置図、27ページが農振図、28ページに配置図をつけてございます。

続きまして、申請番号9番です。所有者、〇〇。申請地番、〇〇。面積は216平米のうち131平米。計画変更の内容は農業用倉庫。転用者は〇〇です。29ページに位置図、30ページに農振図、31ページに配置図、また、建物の中の詳細を32ページにつけてございます。

最後になります。申請番号10番。所有者は〇〇。申請地番は〇〇。面積は146平米。計画変更の内容は農業用倉庫。転用者は〇〇です。33ページに位置図、34ページに農振図、35ページに配置図をつけてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（新開延孝君）

事務局及び農政課より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第14号及び議案第15号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第14号及び第15号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局（田中道博君）

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、平成29年12月26日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積778平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。摘要条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし（利用権設定）。外15件です。

続きまして、11ページをごらんください。

2. 農業用施設への転用届出について

下記農地について、農業用施設（転用面積200㎡未満）への転用届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、平成30年1月22日。農地の所在、〇〇、地目・畑、面積239平米のうち30平米。届出者、〇〇。耕作面積102アール。備考、農業用倉庫転用面積30平米。

農舎19.47平米。

以上です。

○議長（新開延孝君）

以上で議案及び報告全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第2回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

午後2時57分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年2月9日

柳川市農業委員会会長 新 開 延 孝

会議録署名委員 野 口 秀 一

〃 太 田 英 介

平成 30 年 第 3 回

柳川市農業委員会総会議事録

平成 30 年 3 月 2 日

柳川市農業委員会

第 3 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 平成30年 3 月 2 日 午後 2 時～午後 2 時37分

場 所 柳川市大和生涯学習センター 大研修室

出 欠 者 出席者 33名 欠席者 4名

議 題 議案第16号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第17号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第18号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第19号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第20号

1. 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）につ
いて

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

出席委員（33名）

2番	藤吉篤三郎	4番	松藤正之
5番	田中雅美	6番	龍繁樹
7番	堤保久	8番	小宮カヲル
9番	山田善治	10番	高田一利
11番	乗富日登士	13番	椛島練二
14番	高田學	15番	大淵秀樹
16番	梅崎武秀	17番	田中政寛
18番	野口秀一	19番	太田英介
20番	樽見哲也	21番	三小田由勝
22番	江崎保夫	23番	松藤和彦
24番	松藤一利	25番	津村利正
26番	大津敏男	27番	松藤政義
28番	櫻木利和	29番	田中満義
30番	久保泰道	31番	與田義之
32番	三浦榮一	33番	藤丸正勝
34番	島添茂樹	35番	鶴田信行
37番	新開延孝		

欠席委員（4名）

1番	龍光義	3番	猿渡昭光
12番	梅崎和弘	36番	吉開健

本会議に出席した事務局職員

事務局長 石川 時宗

事務局次長 森田 由猪佳

事務局職員 田中 道博

午後2時 開会

○事務局長（石川時宗君）

それでは、皆さん方おそろいですので、総会を始めさせていただきます。

起立、礼。着席。

本日は新開会長が出席でございますので、会議規則第4条によりまして、会長が議長となりますので、最後までよろしくお願いいたします。

それでは、新開会長、よろしくお願いします。

○議長（新開延孝君）

皆さんこんにちは。本日は平成30年第3回柳川市農業委員会総会です。私たちの現農業委員会にとりましては、最後の総会となりました。一言御挨拶申し上げます。

年度末で大変お忙しい中に御出席いただき、ありがとうございます。現体制も3月21日までと、いよいよ残り少なくなりました。委員の皆様におかれましては、日ごろより農業行政、農業振興につきまして御尽力いただいていることに御礼を申し上げます。そして、任期期間中、公私御多忙の中に、何かとお世話をおかけいたしましたことに対し、この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

とりわけ、ことしは農業委員会新制度への移行で、大変皆様にお世話をおかけいたしました。重ねて御礼を申し上げます。

近年、農業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。このような中、地域の実情を熟知されておられる皆さんが農業、農村の未来のために変革の時代をリードして積極的に行動され、今後ともますます御活躍されますことを強く御期待申し上げます。私からの簡単でございますが、挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

本日の出席委員は33名、定足数であります。よって、ただいまから平成30年第3回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

平成30年

第3回柳川市農業委員会総会議案

議案第16号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第18号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第19号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第20号

1. 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

その他

平成30年3月2日提出

柳川市農業委員会会長 新 開 延 孝

○議長（新開延孝君）

今回提案しております案件は、議案第16号から議案第20号までの5件と報告2件であります。

本日の議事録署名委員に、2番藤吉篤三郎委員、35番鶴田信行委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番を議題といたします。

本案は、〇〇委員の提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇委員の退席をお願いします。

〔〇〇委員 退席〕

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第16号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,619平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員5名、稼働員1名。所有面積27アール、耕作面積27アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員2名。所有面積838アール、耕作面積1,382アール。移転理由、経営縮小。契約種類、賃借権の設定。

それでは、3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの賃借権の設定を行うための申請であります。

申請番号1番は、議案書にありますとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第16号、申請番号1番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第16号、申請番号1番については提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで、〇〇委員の退席を解除します。

〔〇〇委員 着席〕

○議長（新開延孝君）

続きまして、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号2番と3番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積137平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員5名、稼働員1名。所有面積27アール、耕作面積27アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員4名、稼働員1名。所有面積5アール、耕作面積5アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,128平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員3名。所有面積30アール、耕作面積53アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員1名。所有面積33アール、耕作面積23アール。移転理由、経営縮小。契約種類、贈与。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、引き続き3条について補足説明を行います。

申請番号2番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請であります。代金は〇〇円。

申請番号3番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・贈与を行うための申請であります。

申請番号2番と3番は、議案書にありますとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第16号、申請番号2番と3番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第16号、申請番号2番と3番については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第17号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙5条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積458平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。所要面積458平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・田（申請人）、西・道路、南・田（申請人）、北・宅地。転用詳細、一般住宅建設のため。建築面積89.72平米。建ぺい率19.58%。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積62平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、通路。所要面積62平米。契約種類、売買。立地条件、東・道路、西・宅地、南・

宅地、北・田（申請人）。転用詳細、通路建設のため。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積440平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。所要面積440平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・田（承諾あり）、西・宅地、南・宅地、北・田（承諾あり）。転用詳細、一般住宅建設のため。建築面積131平米。建ぺい率29.77%。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積337平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。所要面積337平米。契約種類、売買。立地条件、東・道路、西・田、南・用悪水路、北・宅地。転用詳細、一般住宅建設のため。建築面積91.09平米。建ぺい率27.02%。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積113平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。所要面積113平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・宅地、西・道路、南・宅地、北・道路。転用詳細、一般住宅建設のため。既存宅地22.88平米、建築面積79.49平米。建ぺい率58.5%。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんと〇〇さんが申請地に一般住宅を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権。場所は別紙箇所図の1番です。

申請番号2番は、〇〇さんが申請地に通路を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の2番です。

申請番号3番は、〇〇さんが申請地に一般住宅を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権。場所は別紙箇所図の3番です。

申請番号4番は、〇〇さんが申請地に一般住宅を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の4番です。

申請番号5番は、〇〇さんが申請地に一般住宅を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権。場所は別紙箇所図の5番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地の区分は、おおむね300メートル以内に〇〇駅があり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請2番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地で、第2種農地と判断

します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号3番、4番、5番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第17号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第17号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第18号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第18号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、候補者及びあっせん委員の指名方付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積706平米。申出人、〇〇。理由、平成30年1月30日申し出（経営縮小のため）。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積744平米。申出人、〇〇。理由、平成30年2月20日申し出（経営縮小のため）。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の1番は大和地区、2番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。議案第18号の申請番号1番の大和地区は24番松藤一利委員、29番田中満義委員、申請番号2番の三橋地区は31番與田義之委員、31番三浦榮一委員、36番吉開健委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、申請番号1番、2番は先ほどの5名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第18号については先ほどの5名の委員を指名することに決定いたしました。

次は、議案第19号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第19号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を一緒にごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成30年3月5日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別、田。農用地の利用内容、水田として。面積6,300平米。筆数4筆。売り手1名、買い手2名。

続きまして、裏面の各筆明細をごらんください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇、現況、田。面積2,054平米外2筆、合計3,332平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区天神4丁目10-12。氏名、財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、倉重博文。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも平成30年3月26日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、整理番号1番、住所、〇〇。外1件です。

以上、今回付議された農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第19号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第19号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第20号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第20号

1. 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

○事務局長（石川時宗君）

それでは、私のほうから御説明させていただきたいと思えます。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）ということで、ごらんいただきたいと思えます。

まず、1ページ目です。

I. 農業委員会の状況ということで、平成30年2月20日現在ということでお含みおきをいただきたいと思えます。3月31日までが年度ということで、最終的にはその日付でまた変わることもあろうかと思えますけど、一応そういうことでお含みおきをお願いしたいと思えます。

それでは、1番、農家・農地等の概要ということで、総農家数が1,327戸。それから、農業就業者数が1,252人。それで、一番右側の表になりますけど、認定農業者数が283、それから、認定新規就農者が20、農業参入法人が35、それから、集落営農経営が7ということになっております。

それから、その下の表に参りまして、耕地面積ということで、耕地面積については田と畑と分けて、合計が4,040ヘクタールということで、この数値については、あらかじめ示された統計数値を使うということで、それに基づいて数値を書かせていただいております。

それから、下のほうに行きまして、2番の農業委員会の現在の体制ということで、これに

については、変わりがないということで、そのまま記入させていただいております。

それから、2ページ目に移りたいと思いますので、ごらんいただきたいと思います。

Ⅱ. 担い手への農地の利用集積・集約化ということで、現状及び課題ということで書いております。

現状については、先ほども申しましたように、管内の農地面積は4,040ヘクタール、それから、これまでの集積面積ということで、担い手への集積ということで、2,357ヘクタール。集積率にすると58.34%ということで、約半分が集積しているということで記入しております。

それから、2番目に、平成29年度の活動実績ということで、集積面積は幾らだったかと申しますと、53ヘクタールということで、法人による集積ということで、そこに書いております。

活動実績としては、やはり個人担い手、地域担い手を中心に集積を図っていったということと、関係機関が連携し、今後の農地利用最適化の推進について検討していったということにしております。

それから、下のほうに行きまして、Ⅲ. 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、ごらんいただきたいと思います。

現状及び課題としましては、そこに書いておりますように、27年度の新規参入者が13経営体、それから、28年度の新規参入者数が19経営体、それから、29年度の数が2経営体ということで、そこに書いております。

課題としては、新規就農をする上で、初期設備投資などの経費の確保という点がやはり課題として上げられるのじゃないかなということで、そこに記入しております。

それから、一番下の2番の平成29年度の活動実績ということで、参入実績数として2経営体、参入実績面積が先ほど申しましたように53ヘクタールということで、活動実績としては、やはり今、高齢化や後継者・担い手不足ということが現状として問題があるかと思いますが、やはり地域の状況に合わせた担い手の育成確保を検討していかなければならないということで記入しております。

続きまして、3ページのほうに移らせていただきます。

Ⅳ. 遊休農地に関する措置ということで、そこに現状と課題ということで書いておりますように、現状につきましては、2.45ヘクタールが遊休農地ということで、一応こちらを把握

してそこに上げさせていただいております。パーセントにすると0.06%ということですが、今後の優良農地を確保していく点からは、やはり早期の段階で解消をしていく必要があるかということをおもっております。

それから、平成29年度の活動実績ということで、遊休農地の解消面積は0.1ヘクタールということで、対象者と協議をしながら遊休農地の解消を図ったということになっております。

それから、一番下の段のV. 違反転用への適正な対応ということで、これにつきましても、違反転用面積が4.23ヘクタールということで、約1%ほどの違反転用ということになっております。これにつきましても、農業者への周知に努めることから始めていかなければならないということで、農地パトロール等を実施して、転用者には指導を図っていったということでございます。

それで、活動実績としては、市報の8月1日号に掲載をして、8月をパトロールの強調月間と定めて皆さん方に御協力いただきまして、9班体制で実施をしたということに書いております。

簡単ですけど、以上です。よろしく申し上げます。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第20号について御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第20号については提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局（田中道博君）

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、平成30年1月30日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積706平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。摘要条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし（利用権設定）。外10件となっております。

続きまして、8ページをごらんください。

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、平成30年2月19日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積440平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。摘要条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、平成30年2月19日。外1件です。

以上です。

○議長（新開延孝君）

以上で議案及び報告は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第3回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

午後2時37分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年3月2日

